

令和7年第4回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年12月17日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

13番 笠井一司	14番 檜原伸
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
産業経済部次長 住友勝次	建設部次長 大石憲司
教育部次長 三宅剛	教育部次長 板東毅
吉野支所長 鈴田直城	土成支所長 妹尾光雄
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 伊坂典恭
監査事務局長 坂東明	水道部次長 吉成永吾

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

- 日程第 1 議案第 75号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 2 議案第 76号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第 77号 令和7年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 78号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 79号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 80号 阿波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 81号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 82号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 83号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 84号 損害賠償の額の変更について
- 日程第 11 議案第 85号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 86号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について
(日程第1～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 87号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 14 議案第 88号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 15 議案第 89号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 90号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

日程第 17 発委第 3号 阿波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

日程第 18 発委第 4号 阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

日程第 19 発委第 5号 阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 20 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

日程第 21 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

- 日程第 1 議案第75号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 2 議案第76号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第77号 令和7年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第78号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第79号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第80号 阿波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第81号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第82号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第83号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第84号 損害賠償の額の変更について
- 日程第11 議案第85号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第86号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について

○議長（笠井安之君） 日程第1、議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第12、議案第86号阿波市立図書館等の指定管理者の指定についてまでの計12件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長坂東重夫君。

○総務常任委員長（坂東重夫君） おはようございます。

総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月9日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について所管部分、議案第76号令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第78号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第79号阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議案第84号損害賠償の額の変更についての市長提出議案5件について、詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について所管部分で、理事者から、主なものとして歳入については、16款県支出金は社会福祉費負担金のうち国保基盤安定負担金1,275万円の減額、18款寄附金、阿波市ふるさと応援基金寄附金1億円の追加、20款繰越金、前年度繰越金7,278万円の追加、22款市債、土木債820万円の追加、歳出については、2款総務費、企画費は、主なものとして、阿波市ふるさと応援基金寄附金の返礼品に係る記念品代等5,000万円、職員研修などに伴う阿波市顧問の費用弁償等21万円の追加、3款民生費、社会福祉総務費は保険給付費の実績見込みなどにより国民健康保険事業特別会計繰出金が1,681万円の減額、13款諸支出金、基金費、ふるさと応援基金積立金5,000万円の追加との説明がありました。

議案第76号令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、理事者から、歳入として、4款県支出金、実績見込みにより保険給付費等交付金2,400万円の減額、7款繰入金、一般会計繰入金は保険税軽減世帯数の減少に伴い1,700万円の減額、国民健康保険基金繰入金は保険給付費等の減少見込みにより1,500万円の減額、歳出として、2款保険給付費、実績見込みにより2,400万円の減額、3款国民

健康保険事業費納付金、納付額の確定により2,539万4,000円の減額との説明がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長吉田稔君。

○文教厚生常任委員長（吉田 稔君） 文教厚生常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月10日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第80号阿波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第81号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第82号阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第83号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第85号市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について、議案第86号阿波市立図書館等の指定管理者の指定についての市長提出議案7件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に関して、健康福祉部関係で、委員から、歳出のうち衛生費、予防接種委託料3,334万2,000円の積算根拠について質疑がありました。理事者からは、带状疱疹ワクチン接種、新型コロナウイルスワクチン接種とも令和7年4月から定期接種になったため、当初予算

で見通しが立てにくかった。帯状疱疹ワクチン接種は、4月から11月までの接種実績を基に年間の回数を試算し、接種対象者の30%程度を、また新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年度の接種率が接種対象者の8%程度であったことから、同程度の8%を見込んで補正対応としたと答弁がありました。

教育委員会関係では、委員から、歳出のうち教育寄附金を市場中学校へ充当する中学校教育振興費20万円の使用目的について質疑がありました。理事者からは、寄附者様の要望により税に関する書籍を購入、また学校の要望により会議机4台を購入すると答弁がありました。

次に、教育委員会関係で、議案第86号阿波市立図書館等の指定管理者の指定についてに関して、委員から、市が行財政改革を進めている中、今回指定管理を更新し、今後5年間は市内の図書館の統廃合はしないという考えかと質疑がありました。理事者からは、5年後の次期更新時までには、現在の利用状況や施設の状態、図書館自体を取り巻く社会情勢等も考慮し、検討していく必要がある。また、土成図書館は、ロビーがクーリングシェルトアーに指定されており、他の図書館も、夏場の避暑機能施設としての役割を担っている。その点も含めて、今後の在り方を検討していく必要があると答弁がありました。

また、委員から、現在の指定管理者を引き続き指定することとなるが、これまでの評価について質疑がありました。理事者からは、毎年、図書館で利用者アンケートを行っているが、利用者からは高い評価をいただいている。また、年1回、市のほうでも年次評価を行っているが、高い評価となっており、現在の指定管理者については全体的に高い評価となっていると答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 檜原伸君。

○産業建設常任委員長（檜原 伸君） 産業建設常任委員会の審査結果と経過についての

ご報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月12日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について所管部分、議案第77号令和7年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についての市長提出議案2件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託されました議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、中山間地域等直接支払交付金が増えたことの要因について質疑がありました。理事者からは、19集落の実績見込額の決定により、既存予算との差額を計上している。理由としては、面積の増加によるものである。国、県を合わせた金額となっていると答弁がありました。

また、委員からは、みどりの食料システム戦略推進事業の事業内容について質疑がありました。理事者からは、2名以上の団体が、慣例の肥料や農薬などの使用量を2分の1に軽減し、環境に優しい取組を行った場合に補助する事業である。国主体での補助事業であり、10アール当たり1万4,000円の補助であるが、今回計上しているのは、市が上乗せする4,000円の方であると答弁がありました。

水道部関係では、議案第77号令和7年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についてに関して、委員から、令和8年度に更新する水道事業用コンピューター及びシステム賃貸借料について、そのコンピューター等の保管場所について質疑がありました。理事者からは、これは水道料金システムや会計システムなどで、主に水道部業務課に設置しており、各支所にも設置しているシステムであると答弁がありました。

また、建設部関係では、その他として、委員から、阿波市場スマートインターチェンジの進捗状況と完成の見込みについて質疑がありました。理事者からは、現在行っている土木工事の後、標識工事、照明工事、舗装工事を別途発注する予定である。そういった工事を進めながら、供用開始については、引き続きNEXCOと連携を取りながら、NEXCOからのアナウンスを待ってお知らせしたいと考えていると答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから議案第77号令和7年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの計3件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第77号までの計3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第83号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての計6件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号から議案第83号の計6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号損害賠償の額の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について及び議案第86号阿波市立図書館等の指定管理者の指定についての計2件を一括して採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号及び議案第86号の計2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第87号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について

日程第14 議案第88号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第89号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第90号 阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第13、議案第87号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第8号）についてから日程第16、議案第90号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの計4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しております議案第87号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第8号）につきましては、追加補正予算額2億2,600万円でございます。

主な事業といたしましては、国の人事院勧告等に伴う人件費や物価高対応子育て応援手当支給事業費、新ごみ処理施設整備事業に係る中央広域環境施設組合負担金を計上しております。

次に、議案第88号令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、追加補正予算額280万円でございます。

次に、議案第89号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第90号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件につきましては、国の人事院勧告等を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第87号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について補足説明をさせていただきます。

令和7年度阿波市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億5,980万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和7年12月17日提出、阿波市長。

この補正予算（第8号）につきましては、国の人事院勧告に準ずる給与等の補正に加え、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯に早急な支援を行う事業及び中央広域環境施設組合での新ごみ処理施設整備事業に係る負担金を予算計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加につきましては、令和8年度から令和10年度までを期間とする中央広域環境施設組合負担金、新ごみ処理施設整備事業として限度額5億1,631万円をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金8,654万9,000円につきましては、主に物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金でございます。

次に、20款1項繰越金1億3,945万1,000円につきましては、一般財源として計上しております。

次に、歳出予算でございますが、人事院勧告に準ずる給与等の補正以外の主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、16ページ、17ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費1億1,078万円につきましては、主に高校3年生までの児童がいる子育て世帯に対しまして、児童1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

4款2項清掃費4,587万8,000円につきましては、主に新ごみ処理施設整備事業に係る中央広域環境施設組合負担金でございます。

以上、議案第87号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） それでは、追加提案させていただきます議案第88号について補足説明をさせていただきます。

議案第88号令和7年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,847万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月17日提出、阿波市長。

それでは、予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、全て国の人事院勧告に準ずる給与等の補正でございます。歳入歳出ともに補正額の合計は280万円で、補正後の歳入歳出予算の金額は43億1,847万2,000円でございます。

以上、議案第88号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第89号及び議案第90号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第89号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月17日提出、阿波市長。

令和7年8月の人事院勧告及び10月の徳島県人事委員会勧告を踏まえ、また11月11日付の総務副大臣通知において、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ、適切に判断することとされたことから、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、初めに期末勤勉手当の改定として、正規職員につきましては、年間支給月数を期末手当0.025月、勤勉手当0.025月、合計0.05月引き上げ、期末手当2.50月分を2.525月分に、勤勉手当2.10月分を2.125月分とするものです。

再任用職員につきましても、年間支給月数を期末手当0.025月、勤勉手当0.025月、合計0.05月引き上げ、期末手当1.40月分を1.425月分に、勤勉手当1.00月分を1.025月分とするものです。

次に、給料表の改定では、民間との給与較差を解消するため、初任給の引上げなど給料月額を平均3.3%引き上げるものでございます。

次に、通勤手当の改定では、現行の距離区分について、10キロメートル以上15キロメートル未満の距離区分より、5キロメートルごとに200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に、宿日直手当の改定では、勤務1回に係る支給額について、4,400円から4,700円に引き上げるものでございます。

施行日は公布の日で、給料表、通勤手当、宿日直手当の改定は令和7年4月1日から、期末勤勉手当の改定は令和7年12月1日から遡及適用し、令和8年度以降の期末勤勉手当の改定につきましては、令和8年4月1日施行でございます。

次に、議案第90号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月17日提出、阿波市長。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、正規職員の給与との均衡を考慮することから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、会計年度任用職員に係る給料表を、阿波市職員の給与改定に準じて改定するものでございます。

施行日は公布の日で、給料表の改定は令和7年4月1日から遡及適用いたします。

以上、議案第89号及び議案第90号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 補足説明が終わりました。

これより議案第87号から議案第90号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第87号から議案第90号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第90号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について及び議案第88号令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての計2件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号及び議案第88号の計2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 90 号阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての計 2 件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号及び議案第 90 号の計 2 件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 17 発委第 3 号 阿波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 17、発委第 3 号阿波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長木村松雄君。

○議会運営委員長（木村松雄君） 発委第 3 号阿波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について提案理由の説明をいたします。

阿波市議会議員の報酬、期末手当については、阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により支給されておりますが、議員が療養等により長期欠席し、活動ができない場合や、刑事事件で逮捕、拘留された場合において、特段の規定がありませんでした。

しかしながら、他市議会において、療養等により議員活動ができない状態にありながら、報酬が全額支給されていることが問題となる事案も見受けられております。

こうした問題を重く受け止め、阿波市議会においても今後このような事案が発生する可能性を踏まえ、議員の果たすべき職責及び市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合や、刑事事件で逮捕、拘留された場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定めるため、本案を提出するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

これより発委第3号阿波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで発委第3号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第3号阿波市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 発委第4号 阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

日程第19 発委第5号 阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第18、発委第4号阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について及び日程第19、発委第5号阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則についての計2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長藤本功男君。

○議会改革特別委員長（藤本功男君） 発委第4号阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について提案理由を説明させていただきます。

この阿波市議会議員政治倫理条例の一部改正については、議会改革特別委員会において、市議会議員が自らを律し、より一層、市民全体の奉仕者としての人格及び倫理の向上

に努め、市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目指して、議論を重ねてきました。

また、昨今の社会情勢の変動や地方自治法の改正を踏まえ、より現状に即した内容とするため、併せて議論を行いました。

その結果、主な改正点として以下の4点について改正することといたしました。

1点目、第4条（政治倫理基準）第6号、市から活動及び運営に対する補助等を受けている団体の長の就任に関する規定について、人口減少、高齢化等、地域の実情に鑑み、禁止規定から努力義務規定に緩和します。

2点目、第4条（政治倫理基準）に、ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為の禁止に関する規定を加えることにより、議員が高い人権意識を持ち、より一層市民から信頼される議会の実現を目指します。

3点目、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、請負に関する規定が緩和され、政令で定める額の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能になったことから、第14条（市工事等に関する遵守事項）第1項にただし書を加えることにより、地方自治法との均衡を図ります。

4点目、第15条（納税状況報告書の提出）を加え、議員が良識ある市民の代表として納税義務を遵守し、年1回納税の状況を記載した報告書を議長に提出し、さらに議長はその要旨を公表することにより、公平公正及び透明性の確保を図ります。

続いて、発委第5号阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

こちらにつきましては、阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正することに伴い、関係規則の所要の整備及び様式の追加を行います。

以上、提案理由の説明といたします。議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

これより発委第4号阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について及び発委第5号阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで発委第4号及び発委第5号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第4号阿波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について及び発委第5号阿波市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則についての計2件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、発委第4号及び発委第5号の計2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第20、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出についてを議題といたします。

原田健資前議員の逝去に伴い、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員が1名欠員となっております。それに伴い、後任者の選任依頼が届いております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決

定いたしました。

直ちに指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員は、野口加代子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました野口加代子さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、野口加代子さんが阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員に当選をいたしました。

なお、当選されました野口加代子さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

日程第21 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第21、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たって、市長からご挨拶がございます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和7年第4回阿波市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、新ごみ処理施設整備事業は、本年8月の、令和10年3月をもって板野町の脱退、また上板町の負担金議決の遅延を受けまして、青天のへきれきと、国の推奨する広域行政の難しさっていうのも、非常に感じたところでございます。

今定例会におきましても、1市2町から1市1町に施設をスケールダウンした本市の負担金を議決いただきまして誠にありがとうございます。心より感謝しております。

今年中に、組合議会並びに上板町議会の負担金の議決を経て予算が執行できるようにするとともに、地元の住民への説明も確実に実施しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、何点か報告をさせていただきます。

まず、今月10日、まちづくり団体の阿波の恵の会の会員の皆さんと第8回阿波市まちづくりミーティングを開催し、私自身が直接ご意見を伺いました。

阿波の恵の会は、阿波市の食材を使用した阿波餃子をご当地ギョーザとして多くの方に広めるとともに、地域の子ども食堂でも活動されております。

ミーティングでは、今後の活動目標においての課題をテーマとして、同会の活動における課題や今後の展望等について意見交換を行いました。今後とも、まちづくり団体とのミーティングを継続的に実施し、地域の活性化と魅力向上に努めるとともに、市民一人一人が郷土に誇りと愛着を持つシビックプライドの醸成を図ってまいります。

次に、あした18日、市役所におきまして、第72回徳島駅伝阿波市選手団の結団式を執り行う予定としております。

阿波市選手団は、昨年に引き続き入賞圏内を目指し、合同練習会や各種記録会に参加しております。本市といたしましても、阿波市選手団を全面的にサポートしてまいりますので、選手の皆さんには、市民の代表として自信と誇りを持ち、日頃からの練習の成果を遺憾なく発揮され、市民の皆様にも勇気と感動を与える力強い走りで新春の阿波路を駆け抜けていただきますようご期待申し上げます。

次に、今月14日、アエルワにおきまして、阿波市市制20周年記念事業として、阿波市人権フェスティバルを開催いたしました。

会場では、市内小・中学生による人権作品の展示や人権擁護委員による人権相談のほか、ぱあわーあっぷ参加者による手話コーラス、タレントで歌手のはるな愛さんによる人権・男女共同参画講演会を行いました。

本フェスティバルを通して、私たち一人一人が様々な人権問題を自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて認識を深めることができました。

次に、国等に対する要望関係でございます。

先月28日、県選出国會議員、総務省を訪問し、本市の地方創生に係る取組や厳しい財

政事情、また様々な特殊事情を説明し、国庫補助金や特別交付税について、地域の実情を踏まえた支援を要請してまいりました。

最後に、今月1日、山口俊一衆議院議員を会長とする徳島県治山林道協会の関係者の皆様と共に徳島県庁を訪問し、国土強靱化や山村活性化、林業の成長産業化に欠かせない治山対策、森林整備対策に向けた予算の確保、加えて林業の再生と山村地域活性化に向けた担い手の確保などについて、後藤田正純徳島県知事に対しまして要望を行いました。今後におきましても、国等への要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

さて、今議会は先月25日に開会以来、本日まで23日間にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案につきまして全て原案どおりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。本定例会におきまして賜りましたご意見、ご提言につきましては、十分に検討を行い、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

いよいよ冬本番の寒さとなり、令和7年も残すところあと僅かとなりました。議員の皆さんにおかれましては、体調には十分ご留意され、引き続き市勢発展のため、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますようご祈念を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員